

令和3年10月11日

会員各位



三重県中古自動車販売商工組合

理事長 奥村 悦二

流通委員長 山崎 正成

「マフラーの触媒装置」の取扱いについて

施工日 令和3年10月12日開催 AA より実施

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、JU 三重に対しまして、格別なるご愛顧を賜り深く感謝申し上げます。

先般、マフラーの触媒装置を外した車輛や、鉄パイプを溶接した車輛が流通しています。

つきましては、上記車輛の取り扱いについて、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

出品コーナー

7月13日 AA より純正触媒欠品車輛は、売切りコーナーへの出品は不可となっております。
上記以外のコーナーへは申告があれば、出品頂く事が可能です。

出品条件

- ・「マフラー触媒欠品」・「マフラー加工（触媒欠品）」等の申告を行ってください。
- ・触媒が取り外されている又触媒が純正品ではないとわかる記入を注意事項申告欄に記入して下さい。

注意事項申告欄（不具合内容等は具体的に記入して下さい）

マフラー加工、触媒欠品

修復歴 有 [箇所]

触媒なし

NO SHOKUBAI

このスタンプも押印させていただきます。

※触媒欠品現状車は未検査『×点』とさせていただきます。

※社外触媒、触媒ストレート取付け車輛は通常検査を実施し、評価点も付与させていただきます。

クレーム

・申告がない車輛については、JU 三重の裁定によりクレームとし、キャンセル対応となる場合があります。

クレーム申告期限は当日含む5日間とさせていただきます。※期間が搬出前から5日間に変更となっております。

落札される会員様に置かれましても、車両下見及びネット下見代行等をご利用頂き、クレーム防止にご協力頂きますようお願い申し上げます。

尚、触媒内部の抜き取りや隠ぺい目的のパイプ加工等、故意に事実の隠ぺいと判断されるものについては受付期間以降でもクレーム申立てを認める場合があります。

以上